

国立大学法人東北大学による 認定特定研究成果活用支援事業者への出資について

1. 制度の概要

産業競争力強化法第22条において、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができることとされ、国立大学法人法においても、当該業務を国立大学法人の業務と位置付けているところ（国立大学法人法第22条第1項第7号）。

また、国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資を行う場合には、法第22条第2項の規定に基づき、文部科学大臣の認可が必要であり、この際、国立大学法人評価委員会による意見聴取を行うこととされており、この度、官民イノベーションプログラム部会に意見を伺うもの。

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（業務の範囲等）

第二十二條 国立大学法人は、次の業務を行う。

一～六 （略）

七 産業競争力強化法（略）第二十二條の規定に基づく出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

八 （略）

2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 （略）

2. 出資案の概要

産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者たる東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社（平成26年10月31日 文部科学省・経済産業省認定）に対して、7,000万円を出資。

3. 出資の目的

東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社の設立に伴い、資本金及び資本準備金として出資し、東北大学における技術に関する研究成果事業化を推進するため。

以上